



当別

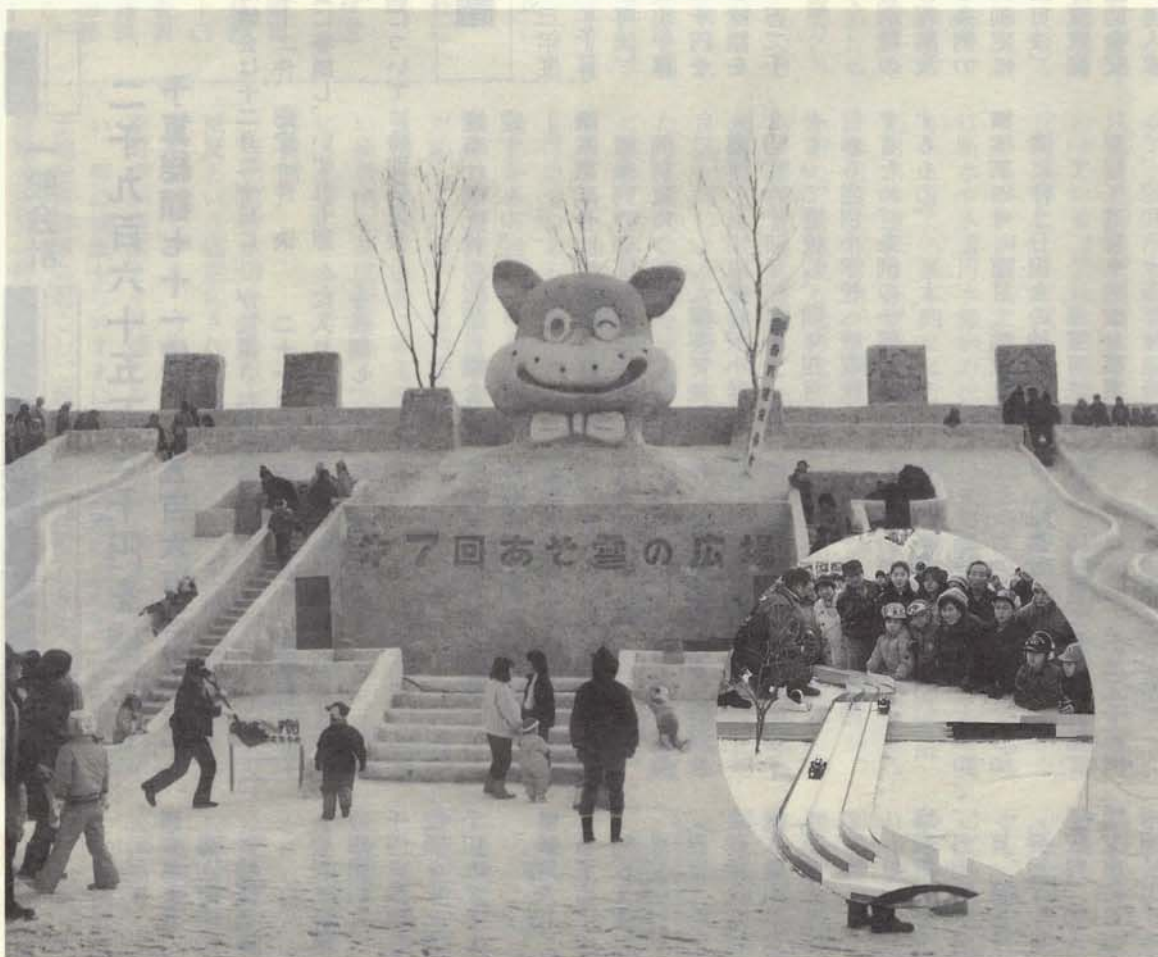
議会だより

No. 75

平成元年 3 月

発行 当 別 町 議 会

編集 議会広報特別委員会



第7回 あそ雪の広場 平成元年2月17日～19日

主 な 内 容

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ▷ 第10回定例会議案審議……………2～3 | ▷ 請願・陳情……………13 |
| ▷ 各常任・特別委員会報告……………3～4 | ▷ 昭和63年会議出欠一覧表……………14 |
| ▷ 一般質問……………4～13 | ▷ 議会のうごき……………14 |

※本号は昭和63年12月定例会の内容を中心に編集しております。

第10回
定例会

一般会計

二千九百六十五万三千円を補正し
予算総額七十一億六千五百六万三千円に

第十回定例町議会は十二月二十日に招集され、議案十二件、認定一件、決議案二件を慎重に審議し、いずれも原案通り可決した。

尚、認定一件については特別委員会が設置され審査付託となった。

二十一日から四名の議員が一般質問に入り、町政執行について活発な論戦を展開し、二十二日閉会した。

議案審議

議案第一号 昭和六十三年

当別町一般会計補正予算

(第五号) (原案可決)

〈要旨〉既定の歳入歳出予算の総額に六百四十万二千円を追加し、歳入歳出予算総額を七十一億四千八百一十一万二千円とするもの。

議案第二号 当別町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)

〈要旨〉昭和六十三年家庭奉仕員設置費北海道補助金交付要綱の改正に伴い、老人家

庭奉仕嘱託員の報酬月額を改定するもの。

議案第三号 当別町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)

〈要旨〉当別町立金沢小学校を昭和六十四年三月三十一日をもって廃校し、同年四月一日から当別小学校へ吸収統合するため、条例の一部を改正するもの。

議案第四号 道営土地改良事業に伴う分担金の納入について (原案可決)

〈要旨〉道営土地改良事業として、昭和六十四年度以降実

施される農免農道事業に対する経費を負担するもので、土地改良法第九十一条第二項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

○事業の名称 獅子内地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

○事業の箇所 当別町字獅子内

○負担予定額 五千万円

○事業の概要 総事業量 三、三六三m 造成幅員 七・五m 有効幅員 五・五m 総事業費 四億円

内国費 (五七・五%) 二億三千万円

道 費 (三〇%)

一億二千万円
町 費 (二・五%)
五千万円

議案第五号 昭和六十三年

当別町国民健康保険特別会計補正予算(第二号) (原案可決)

〈要旨〉既定の歳入歳出予算の総額から、五百五十五万二千円を減額し、歳入歳出予算総額を十二億五千四百四十八千円とするもの。

議案第六号 昭和六十三年

当別町下水道事業特別会計補正予算(第二号) (原案可決)

〈要旨〉既定の歳入歳出予算の総額から、二万円を減額し、歳入歳出予算総額を八億六千八百八十九万七千円とするもの。

議案第七号 昭和六十三年

当別町水道事業会計補正予算(第三号) (原案可決)

〈要旨〉収益的収入において手数料、加入金等を増額し、同支出においては動力費等を増額計上するもの。又、資本

的收入において開発行爲に伴う工事負担金、開発分担金等を減額し、同支出において工事請負費等を減額するもの。

議案第八号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)

〈要旨〉国家公務員の給与等に関する法律及び寒冷地手当に関する法律の一部改正に伴い、当別町職員の給料月額、扶養手当及び住居手当の額の改正等を行い、昭和六十三年四月一日に遡及して適用し、併せて寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改定をするため条例の一部を改正するもの。

議案第九号 昭和六十三年

当別町一般会計補正予算(第六号) (原案可決)

〈要旨〉既定の歳入歳出予算の総額に二千三百二十五万一千円を追加し、歳入歳出予算総額を七十一億六千五百六万三千円とするもの。

議案第十号 昭和六十三年

当別町国民健康保険特別会

計補正予算(第三号)

(原案可決)

〈要旨〉当別町職員の給与に
関する条例の一部改正及び、
新陳代謝に伴うもので、歳入
歳出の総額に変更はないもの。

議案第十一号 昭和六十三年
度当別町下水道事業特別会

計補正予算(第三号)

(原案可決)

〈要旨〉当別町職員の給与に
関する条例の一部改正に伴う
もので、予備費から人件費へ
充当し、歳入歳出予算の総額
に変更はないもの。

議案第十二号 昭和六十三年

第十回定例会に報告された 各常任・特別委員会報告書

○総務常任委員会

本委員会に付託された陳情
三件について、昭和六十三年
十一月四日、十二月十四日委
員会を開催し、町長、助役、
担当課長の出席を求め、説
明を聴取し慎重に審議の結果
次の通り報告する。

記

一、蔵岱地域区間の国道通行
安全対策に関する陳情書
本件について、国に於いて
昭和六十四年度新規事業とし
て拡幅等についての諸方策が
あると思考されるので継続審
査とする。

二、当別町西当別地区の道々
通行安全対策に関する陳

情書

本件について、札幌大橋開
通に伴う交通量は日増しに増
加している現状であり、地域
住民の生活と生命の安全を守
るためそれぞれの安全対策等
について充分検討する必要が
あり継続審査とする。

三、札沼線、複線化、電化推
進に関する陳情書

本陳情については更に調査
を実施する必要があるので継
続審査とする。

昭和六十三年十二月十四日

議長 宮本 源之丞殿
委員長 佐藤 数信

○建設常任委員会
本委員会に付託された陳情

度当別町下水道事業会計補正
予算(第四号)(原案可決)
〈要旨〉給与改定等による給
与費の増額計上によるもの。

認定第一号 昭和六十二年
度当別町歳入歳出決算認定に
ついて

〈要旨〉近藤代表監査委員よ

六件について、昭和六十三年
十一月七日、十二月九日、十
四日委員会を開催し、町長、
助役、担当課長の出席を求
め説明を聴取すると共に、現
地を視察し慎重審査の結果、
次の通り報告する。

記

一、本通りと国道二七五号線
との直通道路の整備に係
る陳情書

本陳情については、町づく
りの基本となるので、更に検
討する必要があるので継続審
査とする。

二、東裏地域学童通学路の安

全対策についての陳情書
(陳情事項)歩道の延長
について、(二)防雪柵の
延長三十二線南三号ま
で、(三)冬期間の除雪体

り監査状況及び監査意見が述
べられ、議会はこれを受けて
特別委員会を設置し審査する
ことに決定した。

決議案第一号 リクルート疑
惑の徹底説明等を求める要
望意見書の提出について
(原案可決)

この高岡線は、本町開拓以
来の道路であり、本町発展に
貢献してきたが、それぞれの
道路網との関連もあり、更に
調査する必要があるので継続
審査とする。

本陳情については、道に於
いて整備計画をしているので
早期完成に向けて、理事者は
願意に添うよう努力された
い。本件願意妥当と認め採択
することが適当と認めた。

三、町道獅子内二十線西側道
路側溝整備に関する陳情
書

本陳情については、低地帯
のため水の流れが悪く、集中
豪雨等はその都度、応急の措
置がなされているところであ
り、用排水分離を望む実情は
理解できるので、本件願意妥
当と認め採択することが適当
と認めた。

四、町道高岡線拡幅改修工事
に関する陳情書

決議案第二号 食の祭典疑惑
徹底説明を求める要望意見
書の提出について
(原案可決)

※原案可決された二件の決議
案は、総理大臣ほか関係大臣、
関係国会議員、道知事、関係道
議会議員宛意見書を送付した。

五、町道柴田農場支線の道路
改良整備に関する陳情書
本路線は、農作業道はもと
より、生活道路としても重要
な町道であるので、理事者に
おいて地域住民と共に用地等
の問題について協議し、願意
に添うよう努力されたい。本
件願意妥当と認め採択するこ
とが適当と認めた。

六、町道中央墓地線の道路改
良整備と一部新設に関する
陳情書
本路線については、現在春
日町まで結ぶ重要路線でもあ

第10回定例会

一般質問

4議員が2日間質問

今議会的一般質問に

は四名の議員が登壇、

労働行政、環境行政、

教育行政、当別ダム促

進、農業行政、政治姿

勢について理事者の考

え方をたしました。

り、更に三三七号まで直通に

なるので、地域住民はもとよ

り、経済効果もより多いので、

理事者において工法等及び地

域住民に用地の協力を得なが

ら願意に添うよう努力された

い。本件願意妥当と求め採択

することが適当と認めた。

昭和六十三年十二月十四日

議長 宮本 源之丞殿

○文教厚生常任委員会

本委員会に付託された陳情

一件について、継続審査中

ありましたが、昭和六十三年

十二月八日委員会を開催し、

町長、助役、担当課長の出

席を求め、説明を聴取し慎重

審査の結果、次の通り報告す

る。

記

蔵岱地区学童通学路の安

全整備に関する陳情書

本件について、九月定例会

に報告の通り、現地を視察し

道路事情等について調査を終

了したが、地域住民の心情は

充分察しられたので、願意に

添うよう努力されたい。本件

願意妥当と認め採択すること

が適当と認めた。

昭和六十三年十二月八日

議長 宮本 源之丞殿

委員長 柏樹 正

○札幌大橋道央新道建設促進

特別委員会

本委員会は昭和六十三年七

月二十六日、十一月二十五日、

十二月十三日委員会を開催

し、建設促進について審議し

たので次の通り報告する。

記

本委員会は理事者より今ま

での経過を聴取し、札幌開発

建設部に赴いて陳情をした。

今後については地域住民や

関係団体の意向を十分尊重

し、最善の努力をし早急完成

に向けて努力されたい。特に

川下橋についても跨線橋が着

工と同時に着工出来る様、強

く関係機関に要請すべきであ

る。

以上、本特別委員会の中

間報告とする。

昭和六十三年十二月十三日

議長 宮本 源之丞殿

委員長 青山 義虎

○水害恒久対策特別委員会

本委員会は、昭和六十三年

十二月十二日委員会を開催

し、審査付託された陳情一件

について助役、担当課長の

出席を求め説明を聴取し、慎

ゴルフ場の農薬散布は

水道水源を汚染しないか

村上 弘志 議員

新年度の予算編成期を迎

え、町長の指針と重点施策に

ついて伺いたい。児童公園の

不足、文化施設の貧弱さは否

めず、ゲートボール場の不足、

老人憩の家も十分な施設とは

言えないのではないか。予算

編成は、福祉に重点を置き、

公共料金は値上げすべきでは

ないと考えるが。

次に緑地公園整備について

本町の総合開発新計画では昭

和六十四年度末で運動公園一

カ所、近隣公園二カ所、児童

重審議の結果、次の通り報告

する。

記

一、水害恒久対策として東蔵

岱三十四線排水整備事業に

ついて

本陳情については、一部応

急対策をしたことについては

評価をするが、篠津中央土地

改良区と町が協議して恒久対

策の手法等を含め更に検討す

る必要があるので継続審査と

する。

昭和六十三年十二月十二日

議長 宮本 源之丞殿

委員長 佐々木正信

公園八カ所整備となつてい

が、その進捗状況を伺う。ま

た、総合開発新計画の中の緑

のマスタープランについても

進捗状況を伺う。

次に、ゴルフ場と環境問題

について、過疎対策、地方財

源等から、ゴルフ場開発につ

いては積極的に進められてい

るが、自然林を伐採し、大量

の農薬散布によって水道水源

や大気汚染、保水力低下に

よる災害の誘発、従業員等の

健康への影響等さまざまな問

題を有している。

当別川上流には二カ所のゴルフ場があり、散布農薬が当別川を汚染していることも考えられ、水源調査、検査を実施したことがあるか伺いたい。

さらに、既設ゴルフ場の自治体と与える利益、農業等でのゴルフ場へ立ち入り調査を行った事があるか伺いたい。

聞くとところによると、本町に新設ゴルフ場が数カ所模索中との事だが、実施主体業者との間で協議されたことがあるか伺いたい。

次に、季節労働者の大半は建設業に従事しており、冬期失業者は、二十六万中、二十三人に及び、また、通年雇用希望者は七五％であり冬期雇用拡大は重要課題である。

不安定な雇用日数に影響を受ける生活の中でさらに今、冬期雇用援護制度も本年度限りとなっている。こうした中で、季節労働者の援護制度存続を求める請願の採択、政府機関への要請、自治体の一定の協力等前進しているが、依然として立ち遅れは否めない。行政が行い指導する課題は山積

しているが、本町として行政の中で取り組みについて明らかにしていただきたい。行政の行うもので労働団体自身を取り組んでいるものがあるが、たとえば季節労働者共済制度の取り扱い等であるが、一定程度町として考えるべきではないか。さらに、自治体独自で地域相談員を配置している市町村もあり、本町においても配置すべきと考えるが見解を伺いたい。

次に、町長の公約と三選について伺う。六十年三月の議会において二期目に当たり、五つの目標を掲げ一貫して推進してきたところは一定の評価はしているが、総括を含め、町長の見解を賜りたい。また、町長の任期もあと半年と限られており、三選にかける決意はできているのか伺いたい。

行政は継続性が必要であり、地方自治は一段と困難さを増す中で、地方自治体職員の仕事は重大であり、有能な人づくりも町長の責務であると考え、その育成についてどのように考えておられるか見解を伺いたい。

安全な水の供給を



町長

新年度予算編成の基本的な考え方は、歳出については継続的事業を優先し、補助、新規、単独事業について進め、財政の健全化計画堅持のための経常経費については本年度同様とするよう指示している。歳入については、消費税及び税制改正等明確でないため、これを十分検討した上で地方交付税を算定し、補助金は現行の補助率にて積算するようにしている。

公共料金の見直しは、公営住宅の水洗化するもの、保育料のように制度化されているものは別として、その他一般公共料金の見直しは行わない。予算は、町民の生活安全、福祉の充実を基調としているのでご理解賜りたい。

次に、総合開発新計画による公園整備は、運動公園一カ所、近隣公園二カ所、児童公園八カ所の計画により、運動公園については野球場のみ完成、近隣公園は阿蘇、栄公園が完成している。児童公園は末広町、春日町の子供遊び場を含め、元町、下川町、栄町、西町、鉄北、北栄に計画を立て、西町はライラック公園、鉄北はつつじ公園、北栄はもみじ公園として町の都市計画決定をし、六十四年度以降整備を図ってまいりたい。

緑のマスタープランは、町が五十九年に原案を立て、六十一年に近隣する都市計画区域の緑のマスタープランとの整合を図り、道において策定になったもので、長期的な緑地保全施設の指針となるものであり、六十五年までの一期

では運動公園一カ所、近隣公園二カ所、児童公園三カ所の整備計画で前段答弁の通りである。また、七十五年までの二期計画では、都市計画区域内に公園二十四カ所、総合及び運動公園二カ所、緑地四カ所のプランを立て、今後の土地利用計画等との整合性を踏まえ、さらに検討してまいりたい。

次に、ゴルフ場について、税収入については、既設三カ所固定資産税が三千百万円、娯楽施設利用税が六千二百万円であり、町内百人程度の雇用、町内業者の取引等の相乗効果は大きいと考える。また、北海道自然保護条例に基づき開発されているが、想像以上の災害発生も予想し、着工前から町と企業者にて協定書を取り交わし、住民の福祉を守る姿勢で進めている。

ゴルフ場の農薬汚染等での立ち入り調査は、本年十月十七日、十九日に石狩支庁振興課二名、同農務課二名、町一名称に、農薬が登録品か、保管状況、使用量及び散布方法について調査している。今後

もこの調査は継続していく。
本町の新設ゴルフ場は、茂平沢地区に三カ所の計画があり、計画段階で申請業者の説明を受け、開発行為事前協議申し出書の提出があり、現在、関係部局と個別に協議を重ねている。一部農地を含む山林、原野なので農地法、森林法等の関係機関が一体となり、協議を進めていく。

次に、労働行政について、

本町は、北海道季節労働者福祉協会に加入のほか、当別町季節移動労働者傷害保険の助成、季節労働者就労対策事業の発注、冬季節職業講習の講師派遣として会場使用の点、さらに季節労働者健康診断、出稼き労働者手帳の交付等行っている。また、当別労働組合協議会が主催する労働者の文化祭等に助成をしている。地区労働相談員の設置については、専門職の知識を要求されることから、道に配置されている相談員と連携を密にして対応してまいりたい。

町政執行については、基本の五項目について精いっぱい努力してきており、この評価

については町民各位に願いたい。残任期間も少なくない、今期計画した事業等大変多く、これを進める責任もあり、身体と健康が許すなら、町議会、町民各位のご支持をいただき三期に進みたいと考えている。

理想の人材づくりについては、積極的に職員の研修などを積ませていただいて努力してまいりたい。

水道部長

当別町の表流水の原水は、北海道衛生研究所に委託し、水質調査をしている。検査項目、検査方法は水道法等で定められており、それに基づいて検査している。

建設部長

新設ゴルフ場の計画は、一カ所目は、仮称、札幌ハマナスカントリークラブ、面積百八十一万五千平米、事業主体は札幌ハマナスリゾート、二カ所目は仮称、当別ゴルフクラブ、面積百三十三万二千五百七十八・四九平米、事業主体はマルホ観光であり、いずれも事前協議申立書が提出されている。三カ所目は変更申

し出がされ、面積等承知していない。

再質問

消費税が強行採択されると、水道料金にはどう影響するか。

ゴルフ場に散布される農薬には、殺菌剤、殺虫剤、除草剤、化学肥料があり、隣の広島町の事態調査に当てはめると、当別川を挟んで既設二カ所、新設三カ所のゴルフ場の農薬散布量は、液体六二五リットル、粉、粒状七、九五〇キログラムという量に達する。また、殺虫剤の中のE.N.Pという薬は、毒物劇物取締法により指定され、有機燐系の強い毒性を持ち、従業員、ゴルフアーの健康に与える影響も大きく、さらに水道水にも大きく影響するのではないかと。水質検査も、浄水場の入口、ゴルフ場の傍では明らかに違うのではないかと。立ち入り調査も任意の調査であり、協定がないわけだが、既設のゴルフ場と協定が結べるのか伺いたい。また、地域住民の健康に関する協議、さらに、協議する基準について伺いたい。

い。

先ほどの答弁で娯楽施設利用交付金の説明があったが、地方交付税ではこのうち八〇%が減額されるはずであり、名目的にはなく、実質の交付金額を伺いたい。

ゴルフ場での雇用増の中身の押さえ方を伺いたい。

町長

水道料金と消費税との関連については、現況では消費税資料が入っておらず、水道料金課税については判断できない状況であるが、単に水道料に三%の消費税を賦課することにならないと考えているところであるのでご理解願いたい。ゴルフ場近くでの水質検査は実施していないのでご理解願いたい。

娯楽施設利用税の収入額の七五%が基準財政収入額として算出されることになっている。雇用人数については、給与支払報告書により確認している。

次に既設ゴルフ場との農業問題での協定については、協定の中に、定めていない事項は甲乙協議のうえ別に定める

との条項があり、早急に検討してまいりたい。

ゴルフ場との事前協議については、都市計画法等により申請者からの事情聴取、各担当課での専門的検討を加え、将来に紛議を残さないよう協議、指導している。

再々質問

ゴルフ場近くでの当別川の水質検査をしていない事について、環境保全の立場から実施していただきたい。

娯楽施設利用税の実質的な金額はいくらになるのか。

ゴルフ場の農業使用状況について、十月の調査の資料と我が党の調査と相当食い違いが出ている。資料では殺菌剤は三種類だが、我が党調査では八種類まかれている。やはり、環境保全協定等、具体的に厳しく行政が立ち入る協定がなければ住民の健康や安全を守ることができないのではないかと。その辺、立ち入り調査、使用報告、既設のゴルフ場に対する協定の見直しも含め、再協定する意志があるかどうか伺いたい。

季節労働者対策について、

健康診断はなかなか実施されないということから、行政として季節労働者の健康診断など呼びかけているが、その中は労働団体が実際にやっている。その費用も労働者自身がかぶっているのだが、三十三万円程度で済むのだから、その点行政での位置づけをしていただきたい。

町長 健康診断はなかなか実施されないということから、行政として季節労働者の健康診断など呼びかけているが、その中は労働団体が実際にやっている。その費用も労働者自身がかぶっているのだが、三十三万円程度で済むのだから、その点行政での位置づけをしていただきたい。

町長 健康診断はなかなか実施されないということから、行政として季節労働者の健康診断など呼びかけているが、その中は労働団体が実際にやっている。その費用も労働者自身がかぶっているのだが、三十三万円程度で済むのだから、その点行政での位置づけをしていただきたい。

南部の統合小学校は六十六年に実現するのか

竹田 和雄 議員

町づくりについて、本年、札幌大橋、南一号橋、金沢橋が完成したことにより、今、真剣に町づくりに取り組まなければならぬ時期にきている。栄町バイパス計画について、札幌が示しているA案、B案とはどのようなルートなのか具体的に示していただきたい。また、ルートは札幌との中で決定したのかどうか。

木造老朽・複式校の早期解消に努力を



合校を計画し、六十六年度開校すると示されていたが、現在どのような段階か、伺いたい。関係地域住民は六十六年度開校に大きな期待を持っており、建設場所等の詰めに入っているのか、また、明年度予算に計上の見通しがあるのか伺いたい。

町長

栄町バイパスについては、九月定例会の小林議員の一般質問にもお答えしているが、町としては現道拡幅を基本として札幌開発建設部と協議してきたが、九月十六日札幌建設課長が来町し、現道拡幅では、交通をさばき切れず、A、B案にて検討願いたいとの申し出があった。ルートについては、まだ決定したという話は聞いていない。次に、稲穂通りと栄町を結ぶ計画は、単独事業では事業費が膨大であり、当別町道路網、道々整備とあわせ、地域住民との理解の中で検討してまいりたい。

最大教育問題として、木造老朽校舎、複式学級解消に努力しており、六十六年度開校目標に努力中である。その実現には地域の方々の理解が最も大切であり、各町内会、連合PTA等の会合等に出席し、当別町全体の教育状況等も説明しながら、南部に小学校建設を訴えており、着実に地域住民の理解も得られてきている。建設場所については、現在詰めに入っていないが、条件が整いしだい、早急に詰めに入りたい。新年度予算についても、その段階ではないので予算化する予定に入っていない。今後条件が整い次第、予算化するよう取り計らっていききたい。

再質問

リフレッシュ当別構想は、今後どのような段階を経ながら実現に向かうのか。栄町バ

イパスは、街路計画のない場所
にルートを決めようとする
非常に難しい問題であり、
関係住民との理解の中で将来
の展望に立った土地利用計画
を立て、町づくりを目指して
いただきたい。

学校統合について、私も三
月議会で触れているが、その
進展がうかがえない。実際に
統合を予算化あるいは実現す
る段階とはどうとらえている
のか。先の答弁の中では、容
易に六十六年度開校できない
のではないかと。蔵岱小学校も
老朽化が著しく、統合するか、
あるいは建てかえをするか明
確な判断をする時期ではない
か。そういう意味では、蔵岱
小学校の建てかえをする方向
に踏み切れるかどうか伺いた
い。

町長

リフレッシュ当別の実現に
向けては、最善の努力をして
まいりたい。

栄町バイパス決定について
は、関係機関等、特に住民と
の理解を得ながら最善の努力
をしてまいりたい。

教育長

統合は六十六年を目標に
し、六十四年には土地購入の
段階まで持っていくよう最大
限努力していきたい。六十六
年開校実現は無理とのご指摘
だが、先ほど答弁したように、
現在そういう状況になってき
ているので予定どおり実現で
きるものと努力をさせていた
だきたい。老朽校舎の建てか
えについては、複式校の解消

という問題があり、そのこと
からもそういうことのないよ
う誠心誠意努力してまいりた
い。

再々質問

栄町バイパスの札建が示し
ているルートの着工年度、完
成年度の説明が町にされてい
るかどうかわからない。

学校統合の問題について、
私たちにそれは積極的に
やっている状況はうかがえな
い。今、蔵岱、あるいは川下
等の複式学級の子供たちは一
時間の授業の中で、六年生が
五年生の教科書で三十分勉強
し、また、大きな学校には十
分な暖房、小さな学校はすき
間だらけという実態を本当に
掌握され複式学級の解消に努
力されているのか、この際、

新しく就任された戸田教育委
員長さんにもお伺いしたい。

町長

栄町バイパスの着工年度そ
の他については、町でそうい
うものの情報は現在のところ
得ていない。

学校統合実現のため、教育
委員会と綿密な連絡の中で努
力する決意をいたしている。

教育委員長

学校統合の道のりは、決し
て平坦ではないが人間形成の
ために子供たちの出合う共通
の場は学校であり、各学校施
設に格差はあつてはならない
ことでもあり、それと同時に、
学校経営の合理化を図るため
にも適正規模の条件にある学
校をつくっていきたい。教育
委員、行政、議員の方々三者

でも理解が得られやすいた
めに、三度にわけて質問させ
ていただく。

さて、昭和五十二年、北海
道庁開発調整部にて、町の当
時の企画部長、企画課長、水
道部長が、当別ダムの考え方
の概要について説明を受けた
のに始まり、五十二年十月六

一体となつて取り組まなけれ
ばならない大きな仕事でもあ
る。統合しても複式にならな
いよう、単式学級編成ができ
る工夫を凝らしながら、六十
六年四月開校に向け頑張つて
行きたい。

教育長

複式学級は大変不利な条件
を持つており、当別町には複
式教育研究協議会があり、学
力の低下など不利にならぬよ
う先生方は努力をしている。
不利な条件を父母の方々にご
理解いただき、南部小学校の
統合に係る問題点について、
実現に向かって全力で投球し
ていきたいと考えているので
ご理解願いたい。

ダム対策は

本気なのか

泉亭 俊彦 議員

私は、当別ダム対策特別委
員長という立場であり、諸般
の対策に考慮しつつ、ダム建

設促進に真剣に努力している
つもりである。しかし、私共
の努力とは別に、町民のいろ

いろな立場の方々から、ダム
に関して余りにも多くのお話
を承っている。この際、私は
ダムの特別委員長ではある
が、そういう事情から、質問
をさせていただく。

今回の質問は、あらかじめ
町理事者に通告をしている
が、私の真意が伝わり、少し

日、当別ダム建設予定地の視
察をしている。これには、道
土木部の河川課並びに札幌土
木現業所当別出張所の方々が
来町し、当時町長職務代理者
の助役がその対応に当たつて
いる。

そして、昭和五十三年一月
十九日、当別ダム調査に関し、

各関係機関との打ち合わせ会議を持ち、道からは北海道庁土木部の河川課、札幌土木現業所当別出張所、こういう方々で、当別ダムの調査概要とスケジュールの説明を土現で受けている。

五十三年九月七日、土現で当別ダムの打ち合わせをしているが、その時は当別ダム実調のための予算要求の方法について、道の関係者と町の建設部長、企画調整部長が実務的な打ち合わせをしている。

同年十月、道庁土木部に土木部長がお見えになり、町の助役が中心となり促進を要請したのである。

十一月二十七日、当別ダムに關し、どういふ問題点があるかについて、土木部河川課長と町職員が打ち合わせている。

昭和五十四年四月十九日、当別川改修について、町長、助役、議長、副議長で、青山ダムを視察に来られた北海道開発庁水政課長に、当別ダムの陳情を申し上げている。その一週間くらい後に、北海道開発庁黒田事務次官が、当別ダム予定地を視察に参られ、町

は、町長、助役、議長、副議長、ダム対策委員長、同副委員長が現地で陳情している。

このような経過を経て、当別ダムは今日進んできている。

このダムに關し、当別町と知事との覚書というのがあるが、これは実調について、町長が同意することに対し、ダム水没地の上下流を含めた多くの関係住民の生活不安解消のために、相当期間解決の時間が要するというを感じ、覚書を交わしたと承知している。町長はこの覚書の目的について、何が本当の目的だったかというのを理解されているとは思いますが、一つ一つ確認する意味で、町長の考え方を答弁いただきたい。

この覚書の中で、当別の農業用水、都市用水については従来までの慣行、あるいは暫定のものについて無償で確保してほしい、そういうのが当別町の考え方であった。先に、五十二年からの経緯を申し上げたが、覚書の中では既得の用水量は確保に努める、都市用水の負担については、当別としては「ただ」にしてほし

いということだけでも、継続的に協議をする、こういうふうに書かれている。

さて、当別ダムは河川法の十七条で建設するダムであり、したがって、河川管理者の道と、利水者である当別町ほか石狩西部圏の市や町が共同で工事を行い、建設するものである。その場合、利水者の立場は費用負担を伴うのであり、そういうダムであることを承知で我々は進んできている。

農業用水については、昭和五十五年八月、ダム特別委員会は農業団体に、特に意見を求めている。これに應じ、現在かんがいしている必要な用水については確保してほしい、議会も町も責任を持つてほしいと、文書が参っている。

昭和五十三年五月、当別町と改良区が覚書を交わしている。町と改良区が双方で協議し、この農業用水確保に努めると、また、五十五年十二月、堂垣内知事は、かんがいに必要なものは確保するということを文書で回答してきている。そういう状況で進んでるに

もかわらず、昭和六十二年六月の委員会では、町長は、水利権はそれぞれの立場でとってほしいと、言われている。

「水利安定」のために、当別町が陳情して、このダム建設に当たっている経過があるのである。

昭和五十五年二月十七日、当別町議会議員控室で、北海道のダムについて説明を受けている。

同年十月十六日には、土木部長、町長、助役、議長等で水の使用区分、費用負担、あるいは水没者の対策等について話をしている。

そして、同年十月二十八日、覚書の当別町の案を出し、いろいろな説明経過を経て、ある程度の煮詰まったところで、同年十二月二十九日、臨時議会を招集し、この覚書案について承し、一月九日付で覚書を取り交わし、その後の地元説明会では相手にされなかったと、そういう経過をたどってきているのであり、農業側でも、検討の結果、特定かんがい用水として水量の確保を図ることになったことは、町長

もご承知のとおりである。

特定かんがい用水については、河川管理上の低水管理の一環として開発する方法であり、特定多目的ダム法を準用し、利水者の負担はない。しかし、これは共同事業に係る相手として、土地改良事業の実施を同時着工としてしなければならぬ条件がある。そこで、土地改良事業を実施しないで、当別ダムに農業用水を「ただ」にのせる方法が、ほかにあるのかどうか、ご答弁願いたい。

当別川の水を利水し、農業をしてきた当別町の農家の方々は沢山おり、上流地域の農業用水を確保することは、当別町に課せられた問題であるが、町長の見解を伺いたい。そして、本当に土地改良事業をしていくことが、ダム建設につながるかと理解されているのなら、町長は予算獲得のために、農林省、開発庁、大蔵省に陳情に行かなければならないと考えるが。

町民の中には、農業用水の問題、これは当別改良区の関係だ、それが混乱しているの

でダムは前進しない、ダム委員会も行った来たりで進まない、無駄な委員会だ、という方、ダムが延びたのは農業問題からだというふうに聞かされている方々が、少なからずいると私は承知している。しかし、これは誤った情報からの判断である。

農業用水については、国営施設の整備調査、また石狩川水系の広域開発調査という事業の中で、たび重なる会議を実施している。

それらの意見を全部集約し、ダムに確実に安定した農業用水をのせているというのは、当別町長の仕事ではないかと考えるが、町長の見解を伺いたい。

町長

覚書の目的については、ご発議のとおり私も理解している。当別ダムに農業用水を「ただ」でのせる方法があるかということについては、新規利水の場合は、土地改良事業の実施がなければ取ることではできない、他に方法がないと考えている。

当別土地改良区の区域内の

水だけでなく、上流水域の農業用水確保について、私も十分な認識を持っており、町の予算においてもこれらは調査費をつける中で進めていただいているので、ご理解願いたい。国営かん排の予算陳情について、道の土地改良事業団体連合会等通じ運動しており、町としても石狩地方開発期成会を通じ陳情を行っている。その点の感触として、十分理解いただき、取り運びいただいていると感じている。

再質問

当別町は、都市用水の負担はしたくない、しかし、河川法第十七条で設置されるダムである以上、負担軽減の特例はない。これをどうクリアするつもりなのか。

昭和五十五年十月二十三日、当初の覚書案は、暫定慣行を含めすべて無償で確保、将来についても先取りするというのが、当別町の希望であったが、一カ月道庁で十分練り、負担については継続的に協議するというのを、理事者側は町議会に提案してきた経緯がある。

63年11月北海道開発庁での陳情



「水道暫定分は道に持たせる」とか、これを「着工条件にする」とか、政治力を結集する、政治生命をかけるか言っている町長は、根拠があったのか、単に希望を述べたのか、また、継続的に協議することになっているが、どんなことを協議したのか事務的経緯を示していただきたい。町長の考え方を整理していただかないと、ダム委員会としても判断できかねるので伺いたい。昭和六十四年着工が延びた

ことが明確になった時点で、町長は、まことに残念だと表現されており、それだけに、昭和六十六年着工には、完全に準備をしなければならぬが、実態はなかなかそうならないのではないではないか。

そこで伺うが、ダムの当別町の負担分は概算でどのくらいか。

水道料金は高くなるのか。水道取水施設の想定、ダム施設の維持管理費はどのような想定されているのか。取水位置により維持管理費は相当変わると思うが。

水利権の許可は、着工前でないのだめだという意見も委員会の中に一部あったと思うが、そのようなことが可能なのか。

過去、十数カ所のダムを視察したが、ダム設置町村のいずれもが共同工事者として着工前に基本協定を結んでいるが、大切な費用負担について基本協定にどう書くことができるのか。

次に、ダム予定表では、昭和六十五年五月に当別町の同意となつていますが、各論にわたった条件が出てくるのではないか。六十二年六月、特別委員会に提示された八項目の同意のための条件、あるいは六項目の条件等、十分整理する必要があるのではないか。着工までに、工期中に、工事後に解決するものがあるはずで、そのように分けて当別町としての考え方を整理して、要請する必要があるのではないか、伺いたい。

国の直轄ダムと道の補助ダムでは相当違いがあり、当別町では道の補助ダムであることはいうまでもないが、当別町の場合、これをしていかなら反対だとは言えない立場ではないか。

当別ダムのパンフレットには、当別町の立場や目的が示されているが、同時に、当別町の責任や義務が明確になつており、そのけじめを整理しなければならぬ。

次に、住民の生活不安解消について、昭和四十五年、当別ダム予備調査開始以来、二十年になるが、昭和六十一年に町は、リフレッシュ当別と称し、地域振興対策基本計画

つまり、リゾート計画をつくった。しかし、実施のめどが立ってゐるわけではなく、説明会は低調だったと聞いている。町は、青山地域を振興させようという計画立案であつたが、地元地域住民は、できれば青山から市街地へ移住したいという意向が強く、ふるさと青山を守る会から、議会にそういう陳情が出てゐる。これはなぜか、町長はどのように判断されているのか伺いたい。

青山地域住民が、ダム問題で生活不安の中、毎日毎晩会合を持ったのは、実調開始の昭和五十五年からだけで実に六百回以上だと私は承知してゐる。無駄と陰口を言われる

ダム委員会は、これには到底及ばないが、委員会の過去の報告書はすべて、関係住民の理解を得るよう理事者は万全の努力をせよと、報告してゐる。ダムをつくることで、水没者の生活再建対策、地域振興対策が重要になるので、水源地域の整備計画をつくることになつてゐるのである。しかし、現状は生活再建対策は

立たず、地域振興対策の案ができてゐるだけではないのか。着工同意は六十五年春であるが、このことについて町長はどのような見解か、伺いたい。

町長は、関係住民が一人でも反対があれば、また、自分で提示された八項目の条件が整わなければ、同意しないと述べられてゐるが、一連の町長の発言を整理していただかなければ、特別委員会内でもいたずらにいつまでも混乱が続くので、整理して補足し答弁願いたい。

町長

当別ダムは、河川法第十七条でつくるダムであり、町の暫定豊水水利権については、慣行水利と認めてもらうよう関係省庁や道に要請してきたが、法的にクリアできず、暫定を含む将来の都市用水は、負担はやむを得ないものと判断してゐる。しかし、道と町の覚書で、都市用水の負担は今後継続的に協議するという一項目があり、負担する暫定水利権に変わる財政措置を道に強く要請し、その財源を関

係住民の生活不安解消、地域振興対策等に充当したい。

ダム建設参加負担金は、立地条件が建設費に大きく影響し、道内の水道水源の平均的ダム負担金は一万トン当たり約十億円と伺つており、本町の将来人口二万五千人に対し、ダム参加水量は一日最大一万四百トンと試算され、したがつて、概算で十億円となる。この負担金の二分の一は、厚生省の水道水源開発等施設整備国庫補助を受けることになつてゐる。

ダム参加による現行水道料金について、着工により道と基本協定書を締結し、工事費概算総額の負担率を定め、毎年負担金を支出し、完成年度に精算する。この負担金の財源は、国庫補助金、一般会計繰入金、水道債をもつて充当する。水道債の償還金も水道会計に大きく影響しないと試算されており、当分の間、水道料金改定は考えてゐない。水道の取水施設は、現在、東裏堰堤からポンプ取水しており、ダム完成に伴い、良質な水源取水のための概算工事

費については、見込んでいないが、良質な水の供給に努める責任があり、取水場所の変更は国の認可事項のため、早急に関係機関と協議、検討してまいりたい。

ダム維持管理費は、着工時に道と基本協定を締結し、負担率を定め、毎年支払う事になる。

水道水利権の許可は、着工前に、建設省、厚生省と協議し、ダム建設工事に関する基本協定を道知事と締結し、暫定許可となる。安定水利権の許可は、ダム完成後となる。

来年の七月のダム計画案作成までには、上水道の容量確定の作業などが必要な事業となつてくる。

六項目、八項目については、ご発議のとおり、着工前には水没者の生活再建対策業務、建設中には道々当別浜益港線の取り替え等、建設後はダム周辺環境整備等区分し、おのの推移を見ながら対応してまいりたい。

ダム建設同意の場合、条件は条件で行政的、政治的に話し合いをしていく必要がある

と考える。

青山地域振興と地域住民移転については、その心情も充分理解でき、また背後地の移転希望者についても、水没者の移転先に宅地造成する方法を検討してまいりたい。

建設着工の同意に当たり、水没地区関係住民の大方の同意があれば、着工に同意したいと表明しており、移転先にも生活不安のないよう生活再建対策業務を実施し、さらに理解を得るよう努める。

また、八項目についても、すべてがクリアされない場合でも、ある一定の条件が整つたなら、着工に同意したい。

再々質問

現在かんがいしている農業用水を確保するには、土地改良事業を施行するしかないということが、十二分に確認されたが、土地改良事業に係る地元負担について、道議会では、国営事業について非常に変な時期であり、支払い条件緩和、金利引き下げを国に働きかけると答弁されてゐると承知しているが、当別町としても、負担軽減を考え

ていかなければならないのではないか。

当別ダムに係る整備計画を早く立てなければ、同意する時期がきても、同意できない状態になるかもしれない。この作業は急務であり、早急に努力をしていただきたい。

町長

土地改良事業の負担軽減

農業の位置づけから 町づくりの展望を

堀 梅治 議員

リクルートコスモス社をめぐると問題は、政・財・官界を巻き込み、地方自治体をも巻き込み、世論の集中攻撃を受けている。国民の政治不信はその極に達し、消費税等の問題も含め、国会を解散し、信を国民に問えという世論が日増しに強くなっている。町長は、健康が許すならば三期目を目指したいと述べられたが、今までと変わらない政治姿勢で望まれるのか、リクルート事件等に対する考え方

和について、系統団体ともに運動中であり、国営事業等の費用負担軽減については、公共性を判断した中で支援対応していきたい。

整備計画樹立に当たり、水没予定者等地域住民のご意見を伺い、早急に樹立させたい。

も含め考え方を伺いたい。

次に、町づくりについて、基本構想等、町づくりの見直しについて町長は述べられているが、何年くらいかかるのか、どんな機関をつくるのか、少なくとも、単に水の問題、人口想定云々ではなく、この当別町の十年、二十年の構想をきちんと立てる時期に来ているのではないか。

当別の基幹産業である農業は、ここ十七、八年の間、当時の想像をはるかに越えた状

長期展望に立つ農業行政を



況で進行をしている。基本構想をつくる時に、農村からの人口流出防止が大きな話題の一つであり、札幌の、都市近郊農村として花卉生産の農業を育てるという議論もし、その線に沿って、町が花卉生産者に一定の補助をし、その芽が多少膨らみつつある状況から、それらの評価も含め、基本構想見直しに対する見解を伺いたい。

次に、町長を中心としたスタッフは全産業の頭脳的作用を果たすべきであり、一定の指

導力を発揮するために、農業団体等の実情を十分把握する中で、今こそ農業の展望を見出す努力をしてもらいたい。

当別町の水田七千二百余町歩の内、五二%が転作を余儀なくされているが、水は依然として、七千二百町歩に供給する能力を持ち、そのための事業が行われようとしている。

しかし、農民の不安は、水田を作らないのに水を確保し、事業を行う、もし、転作奨励金等が撤廃されたら、純然たる畑作とは太刀打ちできない畑が当別町に半分以上もでき、その事業の負担はどうなるのかということである。水田の水の確保は、事業が膨大なだけに、農業に対する展望を一度間違えたと、農家個々の命取りになりかねない側面を持つており、町が、基幹産業の農業に対する位置づけがあるならば、十年、二十年の展望に立つて答弁いただきたい。

町長

リクルート問題が政治不信を巻き起こしているのは非常に残念であり、国政の重要課題として、一日も早い疑惑の

徹底究明を望んでいる。

三期に進むに当たっては、今までと変わらない姿勢で進んでまいりたい。

基本構想の見直しについては、基本構想を初め、施策の手段を組織化し、体制化させていただき、具体的な機能を示す実施計画を含め、現時点では、六十六年度内策定、六十七年からスタートしようという計画を持っている。機構については、役場内に策定会議、計画調整会議の組織化を図り、全庁的な取り組みを進めてまいりたい。また、企画部内に総合計画室を新設し、近日中に発令の予定である。さらに、総合開発計画審議会を発足させ、適切な審議をいただく考えであり、具体的スケジュールはできる限り早い時点で進めてまいりたい。

次に、農業の展望について、情勢の推移、経済情勢の変動は急激であり、深刻なものと認識しているが、農業は人類の生存上、不可欠な産業であるという原点を見据え、努力することにより展望は開けると考えている。非難、あるいは

は忌憚の声も聞かれるが、毎年規模を拡大する農家、野菜や花卉栽培、機械の共同利用により所得向上に努めている農家もある。それぞれの分野には自主独立の精神も必要であり、それぞれが、かけがえのない農地として生かす考えをいただくべきであり、そのために行政、農業団体等と協力し、町は町として可能な限りのお手伝をしてまいりたい。

当別川における農業用水は、昭和二十三年渇水年を基準として水利権が設定許可さ

建設常任委員長に

近藤議員

建設常任副委員長に

島田議員

を互選

建設常任委員会委員

長谷口議員の委員長辞任により、十二月十四日開催の建設常任委員会、委員長に近藤議員、副委員長に島田議員が互選されました。

れており、水稻栽培方法も近代化され、水需要も大きく変わっている。現在、水田農業確立対策等により、減反もされているが、実質的に渇水期には断水や水道用水節約の状況もあり、また、基本的には近代化用水の確保も必要である。

農業用施設の青山ダム頭首工を初め、諸施設も老朽化が進み、維持管理に苦慮している実態もある。篠津中央土地改良区も同じような事態であるため、近代化用水を滝里ダムに求め、国営かん排事業を起し、各土地改良施設の改修も行いつつある現況である。

以上から、当別川の農業用水確保は、対策協議会を設置し対応しているが、良質、安全な食糧を生産するかけがえのない農業地を高度利用するためにも必要であると考える。

再質問
当別町の水田の半分以上が減反という固定化された現状の中で、しかも、今後七千二百町歩が復活する見通しのない、何の補償もないままに、土地改良事業を起し、転作奨励金撤廃の時点が来たら、

その責めは誰が負うのか。

町としては、それに対する確固たる考え方をもち、土地改良区や農協を指導していただきたい。土地利用計画への将来展望、基幹産業である農業の位置づけをどうとらえ、それに対する水の問題はどうするか尋ねているのだが。

農業用施設の老朽化に伴い、国営事業を取り入れ、篠津中央土地改良区は近代化用水を取り入れるための事業を起したが、しかし、今の農政で本当に事業を起して、農家の人が負担に耐えられるのか、という苦言を受けた事もある。一方では半分休めと、他方では確保する事業をどんどん起していく。今、篠津が行っている国営事業を否定するつもりはないが、土地改良区の事業について、町村長が同意書、あるいは副申書を添付したりする場合は、少なくとも、土地利用計画をきちっと見据えた副申書なりをつけるべきであろう。

当別町の七千二百町歩の水田の活用も含め、農業の位置づけをし、かん排事業や土地

改良事業に対する町としての展望を示していただきたい。

町長

町の総合開発計画の見直しをし、配慮、配意していただいているところであるが、今後ともそうした中で、それぞれの検討を進める中で、特にご発議の、土地利用計画を重視したご意見を求めてまいりたいと考えているので、ご理解を賜りたい。

請願・陳情

第十回定例会

審査付託

(産業常任委員会)

▽昭和六十四年度町費補助金に係る陳情書

陳情者

・当別町商工会

会 長 宮永 龍美

(文教厚生常任委員会)

▽野球グラウンド建設に関する請願書

請願者

・当別町軟式野球連盟

会 長 工藤 清重

紹介議員 千葉 莊康

谷口 清治

本会議採択

▽へきち学校のへき地級地指定基準改訂に関する請願書

請願者

・当別地区労働組合協議会

議 長 三上 雄一

・北海道教職員組合石狩支部当別支会

支会長 本吉 正一

紹介議員 宮本 勝

村上 弘志

▽小学校社会科教科書に森林、林業に関する記述を復活、充実に係わる意見書の提出の請願について

請願者

・石狩北部森林組合

組合長理事 前澤 藤一

紹介議員 泉亭 俊彦

千葉 莊康

田畑富美男

※本会議採択された請願二件については、意見書を総理大臣ほか関係大臣、関係国会議員宛送付した。

昭和63年会議出欠一覧表

S63・1～S63・12 ○一日出席 ×一日欠席 △午前欠席 ▽午後欠席

議員名		会議別	本 会 議																		常任委員会				特別委員会										
			2・1	2・24	3・8	3・9	3・16	3・17	5・9	6・6	6・27	6・28	6・29	7・6	7・27	9・26	9・27	9・28	10・29	12・20	12・21	12・22	総務	産業	建設	文教厚生	議会運営	議会広報	札幌大橋	当別ダム	水害恒久	S62決算審査	S63予算審査		
			臨時	〃	定例	〃	〃	〃	臨時	〃	定例	〃	〃	〃	臨時	定例	〃	〃	臨時	定例	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
加藤義正	村上海志	菊崎善雄	田畑富美男	宮本勝	小武正寿	谷保茂一	湯浅俊一	小林淳一	島田春雄	竹田和雄	近藤貞雄	谷口清治	佐々木正信	柏樹正	千葉莊康	青山義虎	泉亭俊彦	佐藤数信	金山保	堀梅治	川村弘司	宮本源之丞													

議会のうごき

- 11・10 産業常任委員会
- 11・11 議員会研修視察(愛媛県重信町)
- 11・15 昭和六十二年各会計決算審査
- 11・15 当別ダム対策特別委員会・町村議長全国大会(東京)
- 11・16 豪雪地帯町村議会議長全国大会(東京)
- 11・17 議会広報特別委員会
- 11・17 管内町村議会議長会研修視察(京都)
- 11・20 当別ダム対策特別委員会研修視察(茨城県土王町)
- 11・25 札幌大橋道央新道建設促進特別委員会
- 12・1 昭和六十二年各会計決算審査
- 12・8 文教厚生常任委員会
- 12・9 建設常任委員会
- 12・10 例月出納検査
- 12・12 水害恒久対策特別委員会
- 12・13 札幌大橋道央新道建設促進特別委員会
- 12・14 総務常任委員会・建設常任委員会
- 12・15 議会運営特別委員会
- 12・16 産業常任委員会
- 12・20 第十回定例会
- 12・22 例月出納検査
- 1・11 札幌大橋道央新道建設促進特別委員会在札幌陳情
- 1・12 札幌大橋道央新道建設促進特別委員会在札幌陳情
- 1・17 札幌大橋道央新道建設促進特別委員会在札幌陳情
- 1・23 昭和六十二年度決算審査特別委員会
- 2・6 文教厚生常任委員会
- 2・9 下川町監査委員来町
- 2・10 例月出納検査・議会広報特別委員会
- 総務常任委員会